

第6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

1 提出する必要がある方

平成 25 年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限り）、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料（以下これらの手数料を「不動産売買等のあっせん手数料」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する平成 25 年中の支払金額の合計が **15 万円**を超えるもの

2 各欄の記入要領

記載欄名	記入すべき事項
① 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の売買又は貸付けのあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記入してください。
② 区分	譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記入してください。
③ 支払金額	平成 25 年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を「区分」欄の支払内容ごとに記入してください。
④ あっせんに係る不動産等	イ 「物件の種類」欄：土地、借地権、地役権、建物等 ロ 「数量」欄：土地の面積、建物の戸数、延べ面積等 ハ 「取引金額」欄：売買や貸付けの対価の額（賃貸借の場合には単位（月、週、日、㎡等）当たりの賃貸借料）
⑤ 支払者	不動産売買等のあっせん手数料を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記入してください。

3 その他の注意事項

- (1) 「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄の「あっせんをした者」欄に、あっせんをした方の「住所（所在地）」、「氏名（名称）」やあっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記入して提出する場合には、この支払調書の作成・提出を省略することができます。
- (2) 支店等が支払った不動産売買等のあっせん手数料について、本店が取りまとめて本店の所在地の所轄税務署に支払調書を提出しても差し支えありません。この場合には、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表」の「(摘要)」欄に、その旨を記入した上、その合計表を本店と支店等からそれぞれの所在地を所轄する税務署へ提出してください。
- (3) 消費税等の取扱いについては、1 ページ **法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記入方法について** を参照してください。

4 記載例

平成25年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書					
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市中央区二の丸1番2号			
	氏名又は名称	国税七郎			
区分		支払確定年月日	支払金額		
譲渡		年 月 日 25・6・2	850,500 ^円		
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額	
	土地	〇〇市△△町1-1	165 m ²	25,000,000 ^円	
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東区東町3-2-53			
	氏名又は名称	株式会社 〇〇物産		(電話) 096-×××-××××	

第7 法定調書等の提出について

これまでに説明した法定調書を税務署に提出する場合は、作成した法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」といいます。)を併せて提出します。

次ページの「第8 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方」を参考にしてください。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない場合には、お手数ですが税務署から送付された合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入の上、提出をお願いします。

また、e-Taxを利用して法定調書と合計表を提出した場合や、合計表の「翌年以降送付要否」欄の「否」に〇をした場合は、その翌年から合計表は送付されません。

光ディスク等による法定調書の提出の義務化について

平成23年6月の税制改正により、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等またはe-Taxによる法定調書の提出が義務化されています。詳しくは30ページ(「光ディスク等による法定調書の提出が義務化されます」)をご覧ください。